

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210204	みやび運輸有限会社 (法人番号 4420002002873) 代表者三上雅明	青森県青森市大字 駒込字深沢13番地 777	本社営業所	青森県青森市大字駒込 字深沢13番地777	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年11月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20210204	株式会社KSTランス ポート (法人番号 3420002007460) 代表者佐藤幸和	岩手県一関市千厩 町磐清水字島越2番 地1	本社営業所	岩手県一関市千厩町磐 清水字島越2番地1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和2年7月14日及び10月23日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。(1)自動車庫庫の位置及び収容能力違反[営業所との距離](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)自動車庫庫の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第1項第4号)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反[一運行の勤務時間](安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	12	12
20210205	サンライズ産業株式会社 (法人番号 4420001010605) 代表者工藤博文	青森県弘前市大字 一町田字早稲田863 番地	本社営業所	青森県弘前市大字賀田 一目目7-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和元年11月19日、令和2年6月2日及び12月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	2	2
20210210	株式会社シンエイ・ LOGISTICS (法人番号 1390002010577) 代表者奥山廣藏	山形県酒田市広野 字十五軒4番地の1、 2F	酒田営業所	山形県酒田市広野字十 五軒4-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条	令和2年7月29日及び11月10日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)自動車事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第24条)	2	2

20210226	有限会社半田葬儀社 (法人番号 5410002003013) 代表者半田雅之	秋田県秋田市大町6 丁目5番11号	本社営業所	秋田県秋田市大町6丁 目5番11号	輸送施設の使用停 止(15日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第2号、 法第17条第4項	令和2年10月7日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、6件の違反が認められた。(1)定期点 検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則(以下「安全規則」)第3条の2及び道路運送 車両法第48条)、(2)点呼の実施義務違反(安全規 則第7条第2項)、(3)運転者台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳 の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10 条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録保 存違反(安全規則第10条第1項)	2	2
----------	---	----------------------	-------	----------------------	-------------------------------	--	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。